

公 募

庄内川の工事で伐採をした樹木を採取する
企業・団体を公募します。
～河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行～

1. 目的

庄内川河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂し、樹林化が進行しています。これら樹木は、洪水の流れの妨げや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があります。また、河川巡視に支障を来すこともあり、ゴミ等の不法投棄を招く等、維持管理や環境上の問題もあります。このため国土交通省庄内川河川事務所では、これらの対策として支障となっている河道内の樹木の伐採を順次行っております。

従来、伐採作業した樹木はコストをかけて焼却等により処分していましたが、伐採した樹木の一部を木材資源として有効活用することにより、樹木伐採作業のコスト削減を図る取り組みを行うことに致しました。つきましては、河道内で伐採し仮置き場に集積した樹木の採取(※採取：選定者の負担により、運搬車両に積み込み、現場外へ搬出すること。)を希望する申請者(企業・団体)を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

2. 応募概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 庄内川の樹木を採取することの申請を希望する者(企業・団体)(以下、「採取申請者」といいます。)は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 資格審査及び選定方法」により、採取申請者から樹木を採取する者を選定します。(以下、選定された採取申請者を「樹木採取者」といいます。)
- ③ 選定結果は、各採取申請者へ通知するとともに、庄内川河川事務所のホームページ(URLは別記)に掲載します。
- ④ 樹木採取者において、「(8) 関連工事」により伐採、仮置場に集積した樹木を採取するための、河川法第25条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。
許可申請手続きの詳細な方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第25条の許可書を発行後、採取のための運搬作業等の着手が可能となります。

(2) 応募受付期間

平成29年9月6日(水) ～ 平成29年9月20日(水)

※応募書類は郵送により平成29年9月20日必着

(3) 樹木の採取場所

「(8) 関連工事」で伐採した樹木を集積する仮置き場

：庄内川 河川敷(河口からの距離23.0k～25.8k)

春日井市御幸町付近から春日井市松河戸町まで

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。なお、採取場所は予定であり、「(8) 関連工事」の都合により変更となる場合があります。

(4) 作業環境

・進入路の幅員：3.0m

(河川管理者が「(8) 関連工事」にて整備予定)

・仮置き場：打合せ時に提示

(河川管理者が「(8) 関連工事」にて整備予定)

※「(8) 関連工事」により仮置き場を集積します。

(5) 樹木の採取期間(予定)

平成29年9月下旬 ～ 平成29年12月

※土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分

※期間及び時間については予定であり、後日「(8) 関連工事」の都合により変更となる場合があります。

(6) 樹木の種類

主に広葉樹(ヤナギ等)

(7) 伐採した樹木の採取の条件

樹木の採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業においては、「6. 留意事項」について必ず履行及び厳守してください。

1) 採取対象となる河川内の樹木は「(8) 関連工事」により伐採、仮置き場を集積いたします。樹木採取者は仮置き場を集積された伐採樹木の運搬車両への積み込み、現場外への搬出を実施してください。なお、幹を仕分けする場合は、「(8) 関連工事」現場外への搬出後に実施して下さい。

2) 枝葉・根株等は河川管理者が「(8) 関連工事」により別途処分いたします。

3) 伐採した樹木の幹は河川管理者が「(8) 関連工事」により1本当たり長さ2から4m程度に切断いたします。

4) 採取した樹木の数量(m³又はt)を計測し、伝票等資料を添えた集計表、状況写真(着工前、施工中及び完了後)を全ての採取完了時に庄内川河川事務所へ提出してください。

- 5) 全ての採取が完了した後、現地において庄内川河川事務所職員による履行確認を行います。その際は樹木採取者も立ち会うものとします。
- 6) 積み込み時、搬出・運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際の全ての責任は樹木採取者に負っていただきます。事故の内容によっては採取許可を取り消す場合があります。
- 7) 採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、樹木採取者が行うものとします。
- 8) 採取場所における、使用機材等は、採取樹木の搬出日毎に搬入、撤去してください。
- 9) 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートにご協力ください。

(8) 関連工事

- ①「平成29年度 庄内川管内維持修繕工事」（河口からの距離23.0k～25.8k）

（予定工期：平成29年7月22日～平成29年12月25日）

※関連工事とは、国土交通省 庄内川河川事務所が発注している工事です。樹木の伐採、根株除去等を実施します。樹木の採取においては関連工事との工程等の調整が必要となります。

(9) 樹木採取者の選定結果の通知

- ①樹木採取者の選定結果は各採取申請者に通知します。通知の時期は平成29年9月下旬を予定しています。
- ②選定結果については以下URLのホームページに掲載する予定です。
庄内川河川事務所HP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/>
- ③選定結果について、異議申し立てや苦情等がある場合は、通知日から14日以内に「5.（2）応募書類の送付先」へ書面にて郵送（必着）して下さい。

3. 応募する者に必要な資格及び条件等

- イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けたことのある者については、許可を受けた期間に同法第77条第1項に基づく、違反を是正するための指示を受けた者でないこと。
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ニ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ヘ その他、庄内川河川事務所長が選定不相当と判断しない者

4. 資格審査及び選定方法

(1) 採取申請者の資格審査

提出された応募様式および作業計画様式を基に、採取計画・作業体制・実施工程の具体性、安全対策、応募書類の不備等を審査して、「樹木採取者」選定適合者であるか資格審査を行います。

(2) 樹木採取者の選定

資格審査の結果、選定適合者である採取申請者より、各採取箇所の樹木採取者を以下の手順で選定します。

- ①各採取箇所ごと、希望順ごとに選定する。
- ②各採取箇所ごとに希望順の高い採取申請者を選定する。
- ③各採取箇所において希望順が同じ採取申請者がある場合には、樹木採取者として選定されている回数が少ない採取申請者を選定する。
- ④各採取箇所における希望順、選定されている回数が同じ者がある場合には、抽選により選定する。
- ⑤抽選は庄内川河川事務所の担当者がくじ引きにより行う。
- ⑥以上の手順により選定した結果、同一の者が複数の採取箇所の樹木採取者となる場合や、樹木採取者として選定されない場合がある。

※樹木採取者の選定にあたり、応募内容の確認や必要な情報収集のために、採取申請者にヒアリング等を実施する場合があります。

5. 応募方法

(1) 応募書類

本樹木の採取を希望する者は、以下の事項を応募書類に記載するとともに、樹木の積み込み、搬出・運搬に係る作業計画書を作成し、以下の送付先へ郵送にて提出してください。

応募書類及び作業計画書作成にあたっては、別紙「応募様式」・「作業計画様式」又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。

なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと「4.(1) 採取申請者の資格審査」において採取資格無し(非適合者)となる場合がありますので、ご注意ください。

【応募様式に関する事項】

1. 希望する採取場所

○庄内川 河川敷 (河口からの距離23.0k~25.8k)

春日井市御幸町付近から春日井市松河戸町まで。

本試行で採取を希望する採取箇所①~④のうち、1箇所ずつ記載してください。また、複数の採取箇所での採取が可能であるかを選択してください。

また、複数の採取箇所での採取を希望することは出来ませんが、各採取箇所①~④の一部分を(細分して)申請することはできません。

2. 採取樹木の使用目的及び使途、流通先

- ・使途 (例: 製紙材料となるチップ、バイオマス燃料、農業用堆肥等)
- ・流通先 (具体的に記載)

3. 採取場所の確認状況
 - ・応募に先立って、採取場所(庄内川 河川敷 河口からの距離23.0k~25.8k)を現地で確認しているか
4. 応募者の連絡先
 - 応募者の氏名(法人の場合は法人名及び代表者名)、住所に加え、連絡担当者名とその者の連絡先(電話・FAX番号)を記述してください。
 - ※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知、河川法第25条申請等、本試行の手続きのための連絡にのみ使用します。
5. 採取の期間
 - 「2.(8) 関連工事」の予定工期のうち、採取可能な期間を記載ください。
6. 採取の方法について
 - 積み込み、運搬方法について、使用する重機などを記載してください。
7. 過去の河川における樹木採取の実績(年次、場所、規模(採取量)等)
 - ※該当がない場合は不要
8. 応募参加資格等の確認
 - 資料の添付及び合致状況にレ点を記入ください。

【採取作業計画書に関する事項】

1. 作業予定期間
 - 「応募様式」と同様に、採取可能な期間を記入ください。
2. 作業実施責任者及び緊急連絡先
 - 作業実施責任者について、記入してください。作業実施責任者は、作業中の現場の責任者であり、採取期間中の連絡担当者です。「応募様式」の「4. 応募者の連絡先」における「連絡担当者」と異なる者も可です。
3. 搬出方法及び搬出先施設
 - ・ストックヤードの位置、広さ
 - ・工場等施設の位置、大きさ、設備
 - ・伐採樹木の日当たり使用量(あるいは生産量、処理量)
4. 安全対策等の実施内容
 - ・作業における安全管理、第三者への安全確保、交通安全対策

(2) 応募書類の送付先

〒462-0052 名古屋市北区福德町5丁目52番地
国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所
管理課 維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

平成29年9月20日(水) 必着

6. 留意事項

(1) 伐採樹木の扱いについて

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、伐採樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

河道内樹木の採取後に生じた枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 樹木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、樹木採取者が負担するものとします。

(3) 河川法申請について

河川内樹木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された樹木採取者は、河川法申請を行っていただきます。

なお、別紙応募様式及び作業計画書は、申請書類の一部として利用できます。

(4) 採取料について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木伐採においては、採取料は発生しないことが愛知県の河川管理担当課と確認されています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施する予定はありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 管理課 維持係

TEL:052-914-6714 FAX:052-914-6784

受付時間：平日の10時から17時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

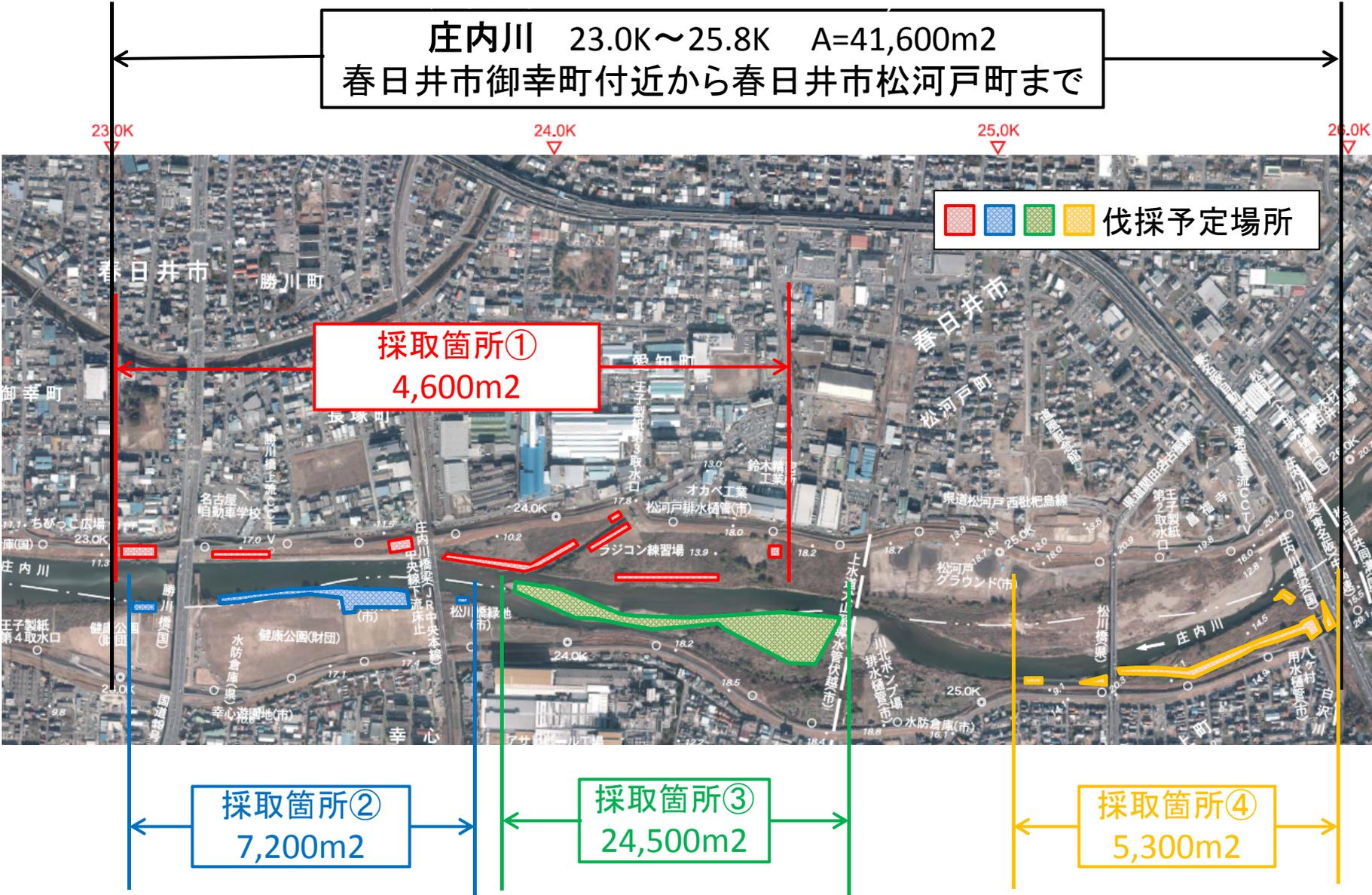
河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。

樹木採取場所(河口からの距離23.0K~25.8K)

庄内川 23.0K~25.8K A=41,600m²
春日井市御幸町付近から春日井市松河戸町まで



中部地方整備局
庄内川河川事務所長

応募者
住所 〒

会社名等
氏名

印

平成29年9月6日付で公募された、庄内川の工事で伐採した樹木の採取について応募します。

記

1. 希望順と採取箇所

下表に希望順ごとに採取箇所の番号を記入して下さい。
希望は1つでも複数記入していただいても結構です。

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
①	③	②	④

(↑上表の記入番号は例です。)

複数の採取箇所を記入した者は、以下に「レ」点を記入ください。

A 上表の希望うち、1つの採取箇所のみ希望する。

B 上表の希望うち、複数の採取箇所の選定を希望する。

(Bを選択された場合は、選定にあたりヒアリング等を実施する場合があります。)

2. 採取樹木の使用目的及び使途、流通先

目的及び使途：

流通先：

3. 採取場所の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

確認済み

未確認

4. 応募者の連絡先

住所 :
連絡担当者 :
電話番号 (携帯可) :
f a x :
メールアドレス :

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間)

6. 採取について

<積込方法>

- 採取木は、人力により日々積込みする。
- 採取木は、(t)トラック備付けの () により日々積込みする。
- 採取木は、(m3)バックホーにより日々積み込み
- その他()

<運搬方法>

- 採取木は、人力により日々積込みする。
- その他()

<搬出後の枝葉処理>

7. 過去の河川における樹木採取の実績

8. 応募参加資格等の証明

(1) 採取計画に関する資料等 (自由様式にて添付)

1. 原木の製品等への加工もしくは利用についての実績 (パンフレット等)
2. 法人の場合、法人格を有していることが確認できる資料 (添付資料)

(2) 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年 勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

庄内川河川事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(電話番号)

採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

1. 作業予定期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (のうち 日間)
(作業時間) : ~ :

別添に採取作業を実施する工程 (工程表) を添付。

2. 作業実施責任者及び緊急連絡先

作業実施責任者: (氏名) (通常の連絡先)
(緊急連絡先) (会社における役職)
(保有資格)

※作業実施責任者を緊急連絡先とします。

3. 搬出方法及び搬出先施設

積込機器 :
運搬車輛 :
搬出先 : (施設名)
(住所)

運搬車両の走行ルート: 添付

ストックヤードの広さ: 約 m²

河川産出物 (伐採樹木) の日当たりの使用量 (あるいは生産量、処理量)
: 約 t 又は m³

< 遵守する事項 >

4. 安全対策等

(作業時服装) ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風) ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理) ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
・ 枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

(隣接者調整) ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
・ 倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
・ 倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。

・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

(有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。

・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。

(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)

・事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。

(法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

(坂路監理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

(その他) ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。

・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)

作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上